

介護職員処遇改善について

2019年10月介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算算定に当たり、下記要件を満たしている必要があります。

- (ア) 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- (イ) 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- 3.賃上げ以外の取組について、ホームページ等への掲載を通じた「見える化」を行っていること

「見える化」要件に基づき、当事業所における処遇改善に関する具体的な取り組みを以下のとおり公表いたします。

・職場環境要件

平成20年10月から現在までに、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

	職場環境要件項目	当法人としての取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講者支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。	実務者研修の受講料の一部助成
多様な働き方推進	業務や福利厚生、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実。	法人に職員向けのハラスメント窓口を設置
腰痛心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施。	短時間労働者を含めた健康診断・ストレスチェックの実施
生産性向上 業務改善	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減。	介護事業所向けの各種介護保険システムソフトを導入し、業務量の縮減を実施
働きがい醸成	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供。	法人研修委員会主催の新採用・中堅・管理職員といった対象者別の研修会の実施